

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十五号、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十五号、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第十四号、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第一条第十四号、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）第一条第十四号、農業協同

組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二号）第一条第十五号、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第三号）第一条第十五号、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第四号）第一条第十一号及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二号）第一条第十二号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 短期格付が付与されている金融機関向けエクスポージャー  一、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー、保険会社向けエクスポージャー及び法人等向けエクスポージャー  一 (特定貸付債権向けエクスポージャーを含む。)</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔八・九 略〕</p>	<p>(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 短期格付が付与されている金融機関向けエクスポージャー  一及び法人等向けエクスポージャー</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔八・九 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	